

# 平成22年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府22-65(政策15-施策①))

施策名	公益法人制度改革等の推進〔政策15. 公益法人制度改革等の推進〕							
施策の概要	公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現するため、関係行政部局の連携、迅速かつ丁寧な広報の実施、申請者等利用者の利便性、行政の効率化、公益社団法人・公益財団法人、移行法人の監督等を実施する。							
達成すべき目標	公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。							
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	34,033	376,624	98,171	128,860	87,211	83,641
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	34,033	376,624	98,171	128,860	87,211	83,641
執行額(千円)	21,923	330,386	46,473	118,172				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)				
	第177回国会衆議院内閣委員会大臣所信挨拶	平成18年1月20日		新しい公益法人制度については、公益認定等の早期申請を促すとともに、公益認定等委員会と協力しながら、柔軟かつ迅速な審査を実施し、「民による公益」の担い手となる法人を積極的に世の中に送り出すよう努めてまいります。				

測定指標	国、都道府県における相談窓口等を通じた法人等からの相談への適切な対応	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		適切な実施	-	-	適切に対応	適切に対応	適切に対応	-
	年度ごとの目標値				対応状況から判断	適切な実施	適切な実施	
	都道府県向け説明会等を通じた行政庁間の連携確保	基準値	実績値					目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		1回以上説明会を開催	-	-	100%	2回の説明会及びブロック会議の開催	1回の説明会及びブロック会議の開催	-
	年度ごとの目標値				100%	1回以上説明会を開催	1回以上説明会を開催	
	公益認定等の事務の円滑な実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		円滑な事務処理の実施	-	-	円滑に実施	円滑に実施	円滑に実施	-
	年度ごとの目標				事務処理状況から判断	円滑な事務処理の実施	円滑な事務処理の実施	
	法人関係者向け説明資料を新たに作成等した場合の公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率	基準	実績値					目標
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		100%	-	-	100%	100%	100%	-
年度ごとの目標				100%	100%	100%		
HPに掲載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	
	20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	適確な実施	-	-	速やかに追加・更新	速やかに追加・更新	速やかに追加・更新	-	
年度ごとの目標値				追加・更新状況から判断	適確な実施	適確な実施		

申請における電子申請の利用の割合	基準値	実績値					目標値
	21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	50%以上	-	-	-	96.8%	98.6%	-
年度ごとの目標値					50%以上	50%以上	
監督の実施状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	適確な実施	-	-	未実施	未実施	立入検査6件実施	-
年度ごとの目標				実施状況から判断	適確な実施	適確な実施	
特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	適確な実施	-	-	実施した	実施した	実施した	-
年度ごとの目標				実施状況から判断	適確な実施	適確な実施	

目標の達成状況	<p>法人等からの相談への適切な対応や都道府県向け説明会等を通じた行政庁間の連携、迅速・丁寧な広報の実施により、22年度の申請件数が872件、処分件数が763件となるなど、新制度への円滑な移行を着実に進めることができたとともに、22年度は既に新制度に移行した法人への監督を開始した。また、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整についても前年度に引き続き適切に実施するなど、目標の達成に向けて進展があったと言える。</p>
施策に関する評価結果	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>審査については、申請から4ヶ月で認定・認可することを目標とし、また平成23年4月1日登記を希望する法人が多数(平成22年度処分件数763件のうち459件)ある中で、平成22年12月15日時点で審査中であったうち、審査の過程で理事会や社員総会を開催する必要が出てきたなど法人の事情により審査が進められなかった法人を除く約9割について、年度内の処理が実現できた。審査の迅速化が進み、「民による公益の増進」の実現という政策目標達成に向けて一定の成果があったと言える。</p> <p>一方で、国所管特例民法法人6,625法人(平成20年12月1日)に対して、移行認定申請及び移行認可申請は1,190件(平成23年4月末現在)に留まっており、申請の促進が喫緊の課題となった。</p> <p>したがって今後は、申請に向けた法人の検討状況に応じた法人サポートメニューの充実などにより、申請件数の増大と申請書類の質の確保に努めるとともに、今後の申請が増加した際に、審査が停滞しないよう更なる審査の迅速化・進捗管理の徹底に取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、平成22年度には新たに約750法人の公益法人、移行法人が設立されたことから、公益社団・財団法人等の監督の重要性が増すため、適時・適切に監督を実施していく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成23年度には移行期間の折返しを迎えるが、申請件数については今年度大幅な増加が期待されるところであり、法人が予定どおり確実に申請できるよう、合同相談会における簡易セミナーの開催や基礎的研修会の開催等の取組を通じて、申請書類の質が確保されるよう取り組む。また、上記の相談会や新聞・雑誌等への積極的な寄稿等を通じて、早期申請の呼びかけを積極的に行っていく。これらの取組みにより、申請件数が大幅に増えた場合を想定し、これまで以上に柔軟かつ迅速な審査を行い、1か月間の処理件数を4ヶ月前の申請件数とすることを目標に、新制度への円滑な移行を実現する。</p> <p>また、審査が進むに伴い、公益社団・財団法人等への監督も対象となる法人数が増加するため、審査事務と監督事務の輻輳が懸念され、審査及び監督にかかる事務の停滞を招かないように体制の充実も含めて事務の効率化に取り組んでいく。</p>
目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	申請の促進や審査の迅速化に係る具体的な方策について、公益認定等委員会の常勤委員と相談しながら取り組む。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	------------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	総務課長 清水正博	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	--------------------------	--------	-----------	----------	---------